

令和5年度評価対象事業について

○再評価対象事業

【街路事業】

- 東野田河堀口線(大手前)整備事業
- 尼崎平野線(山王)整備事業
- 豊里矢田線(蒲生・鳴野)整備事業
- 正蓮寺川北岸線(伝法・伝法東)整備事業
- 尼崎堺線(住之江)整備事業
- 正蓮寺川歩行者専用道整備事業

【公園整備事業】

- 正蓮寺川公園整備事業

【下水道事業】

- 大阪市公共下水道事業(抜本的浸水対策事業)

【住宅事業】

- 市営住宅建替事業(大阪市地区地域居住機能再生推進事業)

【新大学キャンパス整備事業】

- 新大学キャンパス整備事業

(凡例)●意見聴取を予定する事業

○再評価対象外事業

(過去に事業再評価を実施した事業であって、かつ大阪市建設事業評価実施要綱第8条に定める、事業再評価を除くことができる事業)

【街路事業】

- ・歌島豊里線整備事業
- ・本庄西天満線(神山)整備事業
- ・田辺出戸線(長吉出戸)整備事業
- ・北野今市線整備事業
- ・長吉線整備事業
- ・生野線整備事業
- ・中之島歩行者専用道2号線整備事業

【道路事業】

- ・国道479号清水共同溝整備事業

【住区基幹公園整備事業】

- ・巽公園整備事業
- ・中之島西公園整備事業

【下水道事業】

- ・大阪市公共下水道事業(合流式下水道改善事業)
- ・大阪市公共下水道事業(高度処理事業)

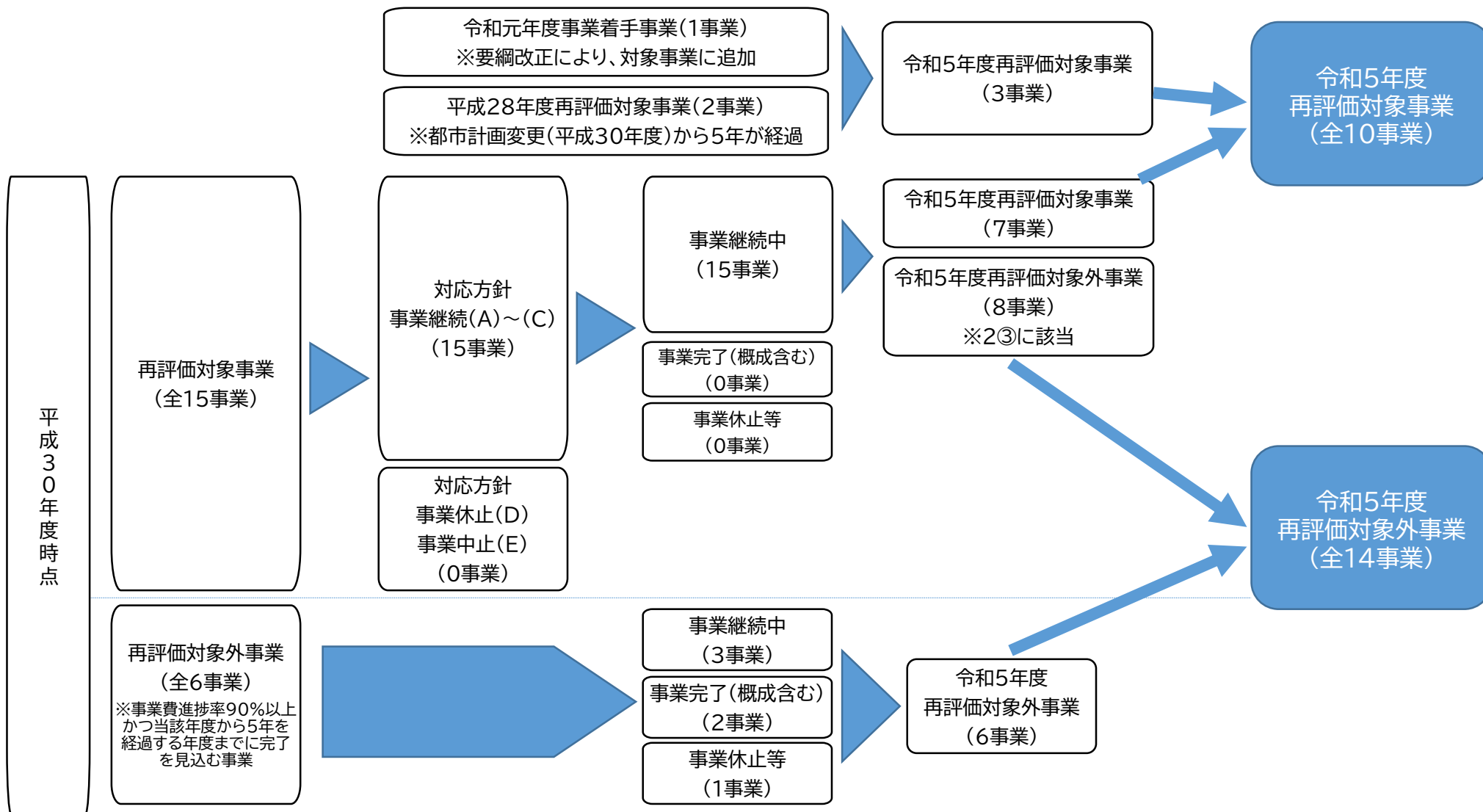
【土地区画整理事業】

- ・大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業

【土地造成事業】

- ・第6貯木場土地造成事業

令和5年度 事業再評価対象事業・対象外事業について



※1【対応方針】

- 事業継続(A):完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
- 事業継続(B):予算の範囲内で着実に継続実施するもの
- 事業継続(C):限定的な実施にとどまるもの
- 事業休止(D):複数年にわたって予算の執行を行わないもの
- 事業中止(E):事業を中止するもの

※2【再評価対象外となる理由】

- ①維持管理事業、災害復旧事業、耐震改修事業
- ②既存施設等の建替え又は更新、かつ用途の変更を伴わない事業
- ③翌年度までに完了予定の事業、事業費の執行済比率が80%以上の事業